

郵便切手及び予納金一覧(令和8年1月30日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額、郵便切手で納付する際は不要	備考 ※予納金で納付する場合でも、別途、郵便切手による納付が必要な場合があります(具体的な金額は各欄参照)			
		郵便切手の場合															
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			合計額		
成年後見制度に関する審判	後見開始	2					20	10				10	10	4500円	5000円	《郵便切手の場合》 候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円×10枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
	保佐開始	4					20	10				10	10	5500円	6000円	《郵便切手の場合》 候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円×10枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
	補助開始	4					20	10				10	10	5500円	6000円	《郵便切手の場合》 候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円×10枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
	任意後見監督人選任	2					20	10				10	10	4500円	5000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×10枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
	成年後見人(保佐人、補助人)選任	2					20	10				10	10	4500円	4000円	《郵便切手の場合》 候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円×3枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)選任	2					20	10				10	10	4500円	4000円	《郵便切手の場合》 候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円×3枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
	成年後見人(保佐人、補助人)辞任許可	2					20	10				10	10	4500円	4000円	《郵便切手の場合》 同時に選任申立てを行う場合は、候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円1枚の納付必要(ただし、同時に選任申立てを行う場合や本庁の場合には納付不要)	
	成年被後見人(被保佐人、被補助人)の居住用不動産処分許可							1							110円		
	特別代理人選任(被後見人のための)							10						5	1150円		
	臨時保佐人選任							10						5	1150円		
	臨時補助人選任							10						5	1150円		
	成年後見人(保佐人、補助人)の報酬付与							1							110円		
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託	2						4							1440円	2000円	《郵便切手の場合》 囑託先が1か所増えるごとに郵便切手110円1枚追加
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託取消・変更	2						4							1440円	2000円	《郵便切手の場合》 必要に応じて、別途、追加の納付を求められることがあります。
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可							1							110円		
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人)辞任許可	2						20	10				10	10	4500円	4000円	《郵便切手の場合》 同時に選任申立てを行う場合は、候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円1枚の納付必要(ただし、同時に選任申立てを行う場合や本庁の場合には納付不要)
	保佐人(補助人)の同意を要する行為の定め・取消	2						20	10				10	10	4500円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円1枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)
	保佐人(補助人)に対する特定の法律行為に関する代理権付与・取消	2						20	10				10	10	4500円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×3枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)
	成年後見人(保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人)解任	2						20	10				10	10	4500円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×3枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)
	後見開始(保佐開始、補助開始)取消	2						20	10				10	10	4500円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×3枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)
	成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長、管理計算の期間の伸長							1							110円		
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人、特別代理人、臨時保佐人、臨時補助人、財産管理者)の報酬付与							1							110円		
	保佐人(補助人)の同意に代わる許可							10						5	1150円		
後見命令	2						15					15	5	3000円	3000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
保佐命令・補助命令	4						15					15	5	4000円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
成年後見人等の職務執行停止、職務代行者選任及び取消	4						15					15	5	4000円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要(本庁の場合には納付不要)	
財産管理者の選任及び選任取消、事件関係人に対する指示及び指示取消							10						5	1250円		後見・保佐・補助各命令と同時申立ての場合は不要	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考 ※予納金で納付する場合でも、別途、郵便切手による納付が必要な場合があります(具体的な金額は各欄参照)				
		郵便切手の場合																
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			合計額			
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任						20	10					20	3400円	3000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×4枚、100円×3枚、10円×2枚の納付必要		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可、報酬付与						1							110円				
	失踪宣告	2					30					4		20	4700円	6000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×9枚、100円×3枚、10円×2枚の納付必要	
	失踪宣告取消	2					20					4		10	3500円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×9枚、100円×7枚、10円×25枚の納付必要(必要があれば申立て後に担当者から追加の金額と枚数をお知らせします。)	
親子に関する審判	未成年後見人選任	2					20	10						10	10	4500円	4000円	《郵便切手の場合》 候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要 (本庁の場合には納付不要)
	未成年後見監督人選任	2					20	10						10	10	4500円	4000円	《郵便切手の場合》 候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円×3枚の納付必要 (本庁の場合には納付不要)
	子の氏の変更許可						3									330円		15歳未満の子については、人数にかかわらず上記のとおり、15歳以上の子については、1人あたり110円×3枚
	養子縁組許可						10									1100円		
	死後離縁許可						5									550円		堺、岸和田両支部は、郵便切手1660円分(内訳500円×2枚 110円×6枚)
	特別養子適格の確認	4					20					2		2		4340円	4000円	《予納金の場合》 ・養親となるべき者が申し立てる場合、4000円を加算 ・郵便切手110円×10枚の納付必要(養親となるべき者が申し立てる場合、郵便切手110円×20枚の納付必要)
	特別養子縁組の成立	4					20				2			2		4340円	4000円	《予納金の場合》 ・養親となるべき者が申し立てる場合、4000円を加算 ・郵便切手110円×10枚の納付必要(養親となるべき者が申し立てる場合、郵便切手110円×20枚の納付必要)
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)						8									880円		
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	4				1	5	4	5					10	10	3680円	4000円	
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の宣告、推定相続人廃除	4					18							2	2	4240円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要
	未成年後見人辞任許可	2					20	10						10	10	4500円	4000円	《郵便切手の場合》 同時に選任申立てを行う場合は、候補者が1人増えるごとに郵便切手500円×2枚追加 《予納金の場合》 郵便切手110円1枚の納付必要(ただし、同時に選任申立てを行う場合や本庁の場合には納付不要)
	財産目録の作成の期間の伸長、管理計算の期間の伸長						1									110円		
未成年後見人(未成年後見監督人)の報酬付与						1									110円			
相続に関する審判	相続の放棄の申述						5									550円		
	相続の限定承認の申述						4									440円		左記は申述人が1名の額 申述人が1名増えるごとに郵便切手440円分を追加(内訳)110円×4枚
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						5									550円		
	相続財産清算人の選任						10							12		1220円	2000円	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4					10	4						10	20	3900円	4000円	
	遺言書の検認						7									770円		左記は相続人が1名の額 相続人が1名増えるごとに郵便切手220円分を追加(内訳)110円×2枚
	遺言執行者の選任						10									1100円		・遺言執行者の辞任も左記のとおり ・堺支部は、遺言執行者選任、遺言執行者辞任ともに郵便切手1770円分(内訳)500円×2枚、110円×7枚
	遺留分放棄の許可						5									550円		
	遺留分の算定に係る合意の許可	4					10									3100円	4000円	《郵便切手の場合》 左記は申立人以外の推定相続人が1名の額、推定相続人が1名増えるごとに郵便切手1440円分を追加 (内訳)500円×2枚、110円×4枚 《予納金の場合》 郵便切手110円×申立人以外の推定相続人数の納付必要
	遺言確認、遺言執行者解任	2					15									2650円	3000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要
保護者選任に関する審判	相続財産管理人・清算人権限外行為許可、報酬付与						1									110円		
	相続人捜索公告						1									110円		
	保護者選任						3									330円		
	保護者の順位の変更及び選任						3									330円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納 付する際は不要	備考 ※予納金で納付する場合でも、別途、郵便切手による納付が必要なものがあります(具体的な金額は各欄参照)	
		郵便切手の場合															
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額				
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可						5						550円		堺、岸和田両支部は、郵便切手1440円分(内訳500円×2枚、110円×4枚)		
	氏の振り仮名の変更許可						5						550円		堺、岸和田両支部は、郵便切手1440円分(内訳500円×2枚、110円×4枚)		
	名の変更許可						5						550円				
	名の振り仮名の変更許可						5						550円				
	戸籍訂正許可	2					15						2650円	3000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要		
	性別の取扱いの変更		1				6						1010円	2000円	《郵便切手の場合》 堺、岸和田両支部は、郵便切手2010円分(内訳500円×2枚、350円×1枚、110円×6枚) 《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要		
	就籍許可	2					15						2650円	3000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×5枚の納付必要		
	市町村長の処分に対する不服申し立て	2					5		2		2		1690円	2000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×2枚の納付必要		
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4			1		5	4	5			10	10	3680円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×1枚の納付必要	
調停事件	調停事件(遺産分割以外)				1		5	2	5				5	15	1430円	4000円	《郵便切手の場合》 遺留分侵害額(減殺)請求調停は左記内訳×相手方数 《予納金の場合》 郵便切手110円×(申立人+相手方数)枚の納付必要(※岸和田支部では不要)
	調停事件(遺産分割)	4					10	12	10				20	5000円	6000円	《郵便切手の場合》 ・左記は当事者双方の合計が2名の額 ・当事者双方の合計が10名までの場合、当事者が1名増えるごとに郵便切手3000円分を追加(内訳)500円×2枚、110円×5枚、100円×6枚、50円×5枚、10円×10枚 ・当事者双方の合計が11名以上の場合、当事者が1名増えるごとに郵便切手2000円分を追加(内訳)500円×2枚、110円×5枚、100円×2枚、50円×5枚 《予納金の場合》 ・左記は当事者双方の合計が2名の額 ・当事者双方の合計が10名までの場合、当事者が1名増えるごとに3000円を加算 ・当事者双方の合計が11名以上の場合、当事者が1名増えるごとに2000円を加算 ・郵便切手110円×相手方数の納付必要(※岸和田支部では不要)	
	調停事件(277条)	4			1		5	2	5				10	10	3480円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×1枚の納付必要(※岸和田支部では不要)
人事訴訟	人事訴訟	8					10	5	5				10	10	6150円	7000円	《郵便切手の場合》 被告が1名増えるごとに郵便切手2440円分を追加(内訳)500円×4枚、110円×4枚 《予納金の場合》 被告が2名以上のときは、1名増えるごとに3000円を加算
その他手続	間接強制	4					10	4	2				15	3750円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×債務者数の納付必要	
	即時抗告	2					15	5	5				5	5	3550円	4000円	《郵便切手の場合》 ・左記は当事者双方の合計が2名の額 ・当事者が1名増えるごとに郵便切手2100円分を追加(内訳)500円×2枚、110円×6枚、100円×2枚、50円×3枚、20円×3枚、10円×3枚 《予納金の場合》 当事者双方の合計が3名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	4					10	4	2				15	3750円	4000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×債務者数の納付必要	
	移送申立て	2					5							1550円	2000円	《予納金の場合》 申立て後に担当者から必要な金額と枚数をお知らせします。	
	履行命令	4					10							3100円	3000円	《予納金の場合》 郵便切手110円×債務者数の納付必要	
	秘匿決定の申立て	2					5							1550円	2000円	取消しの申立て、閲覧等許可の申立ての場合も、左記内訳のとおり	
	強制執行停止	4					5	2					5	2800円	3000円	《郵便切手の場合》 当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに郵便切手500円×2枚、110円×2枚を追加 《予納金の場合》 当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納 付する際は不要	備考 ※予納金で納付する場合でも、別途、郵便切手による納付が必要な場合があります(具体的な金額は各欄参照)		
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			合計額	
別二審判	遺産分割	4					10	12	10			20	5000円	6000円	《郵便切手の場合》 ・左記は当事者双方の合計が2名の額 ・当事者双方の合計が10名までの場合、当事者が1名増えるごとに郵便切手3000円分を追加 (内訳)500円×2枚、110円×5枚、100円×6枚、50円×5枚、10円×10枚 ・当事者双方の合計が11名以上の場合、当事者が1名増えるごとに郵便切手2000円分を追加 (内訳)500円×2枚、110円×5枚、100円×2枚、50円×5枚 《予納金の場合》 ・左記は当事者双方の合計が2名の額 ・当事者双方の合計が10名までの場合、当事者が1名増えるごとに3000円を加算 ・当事者双方の合計が11名以上の場合、当事者が1名増えるごとに2000円を加算 ・郵便切手110円×相手方数の納付必要(※岸和田支部では不要)	
	寄与分				1		5	2	5			5	16	1440円	4000円	《郵便切手の場合》 遺産分侵害額(減殺)請求調停は左記内訳×相手方数 《予納金の場合》 郵便切手110円×(申立人+相手方数)枚の納付必要(※岸和田支部では不要)
	別二審判(遺産分割、寄与分以外)	4			1		5	4	5			10	10	3680円	4000円	《郵便切手の場合》 ・左記は当事者双方の合計が2名の額 ・当事者が1名増えるごとに郵便切手1620円分を追加 (内訳)500円×2枚、180円×1枚、110円×2枚、100円×2枚、10円×2枚 《予納金の場合》 ・当事者双方の合計が3名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算
社会福祉に関する審判	児童福祉施設収容の承認、施設収容期間更新の承認(児福28)	4					13				4	2	2	3690円	4000円	《郵便切手の場合》 保護者2名以上の場合、1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 (内訳)500円×2枚、110円×2枚 《予納金の場合》 保護者2名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算
	引き続きの一時保護の承認(児福33)	4					13				4	2	2	3690円	4000円	《郵便切手の場合》 ・児童が2名以上の場合、15歳以上の児童1名増えるごとに郵便切手220円分を追加 (内訳)110円×2枚 ・保護者2名以上の場合、1名増えるごとに郵便切手1110円分を追加 (内訳)500円×2枚、110円×1枚
審判前の保全処分	【遺産分割】 財産管理者の選任及び選任取消、事件関係人に対する指示及び指示取消	2					4						1440円	3000円	《郵便切手の場合》 ・左記は当事者双方の合計が2名の額 ・当事者が1名増えるごとに郵便切手110円分を追加 《予納金の場合》 当事者双方の合計が10名を超える場合、10名増えるごとに1000円を加算	
	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止、職務代行者選任及び取消 【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止、職務代行者選任及び取消	4			2		19					10	4550円	5000円	《郵便切手の場合》 ・左記は親権者が1名の場合の額 ・親権者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 (内訳)500円×2枚、110円×2枚 《予納金の場合》 親権者が2名の場合、1000円を加算	
	不動産仮差押	6					5		2			2	3690円	3000円	《郵便切手の場合》 ・申立人(債権者)が交付送達の場合、郵便切手1220円分は不要(内訳:500×2枚、110円×2枚) ・登記所が1か所増えるごとに郵便切手1250円分(内訳:660円分+590円分)を追加 ・登録免許税 ・対象物件に滞納処分がある場合、郵便切手110円分×滞納処分件数を追加 《予納金の場合》 ・登記所数が2を超えるときは、登記所ごとに1000円を加算 ・相手方が1名増えるごとに2000円を加算	
	債権仮差押(陳述催告あり)	7					7		2			3	4430円	3000円	《郵便切手の場合》 ・左記は第三債務者数が1名の場合の額 ・申立人(債権者)が交付送達の場合、郵便切手1220円分は不要(内訳:500×2枚、110円×2枚) ・第三債務者が1名増えるごとに1290円分を追加 《予納金の場合》 ・第三債務者が2名を超える場合、1名増えるごとに2000円を加算 ・相手方が1名増えるごとに2000円を加算 ・郵便切手110円×第三債務者数の納付必要	
	債権仮差押(陳述催告なし)	6					6		1			1	3730円	3000円	《郵便切手の場合》 ・左記は第三債務者数が1名の場合の額 ・申立人(債権者)が交付送達の場合、郵便切手1220円分は不要(内訳:500×2枚、110円×2枚) ・第三債務者が1名増えるごとに1290円分を追加 《予納金の場合》 ・第三債務者が2名を超える場合、1名増えるごとに2000円を加算 ・相手方が1名増えるごとに2000円を加算	
動産仮差押	4					4						2440円	3000円	《郵便切手の場合》 ・申立人(債権者)が交付送達の場合、郵便切手1220円分は不要(内訳:500×2枚、110円×2枚) 《予納金の場合》 相手方が1名増えるごとに2000円を加算		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額、郵便切手で納付する際は不要	備考 ※予納金で納付する場合でも、別途、郵便切手による納付が必要な場合があります(具体的な金額は各欄参照)			
		郵便切手の場合															
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			合計額		
審判前の 保全処分	不動産処分禁止仮処分	6					5		2				2	3690円	3000円	《郵便切手の場合》 ・申立人(債権者)が交付送達の場合、郵便切手1220円分は不要(内訳:500円×2枚、110円×2枚) ・登記所が1か所増えるごとに郵便切手1250円分(内訳:660円分+590円分)を追加 ・登録免許税 《予納金の場合》 相手方が1名増えるごとに2000円を加算	
	不動産占有移転禁止仮処分	4					4							2440円	3000円	《郵便切手の場合》 申立人(債権者)が交付送達の場合、郵便切手1220円分は不要(内訳:500円×2枚、110円×2枚) 《予納金の場合》 相手方が1名増えるごとに2000円を加算	
	【仮の地位を定める仮処分】 婚姻費用・養育費・扶養料仮払い 監護者指定・子の引渡し・仮分割の仮処分等	4			1		5	2	5				10	10	3480円	4000円	《郵便切手の場合》 ・当事者が2名を超える場合、1名増えるごとに郵便切手1620円分を追加 (内訳)500円×2枚、180円×1枚、110円×2枚、100円×2枚、10円×2枚 《予納金の場合》 ・当事者が2名を超える場合、1名増えるごとに2000円を加算 ・申立て後に納付が必要な郵便切手の金額等を連絡します。
	【児童福祉法28条】 面会・通信の制限	4					14								3540円	4000円	《郵便切手の場合》 相手方が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 《予納金の場合》 相手方が1名増えるごとに2000円を加算
保全命令 申立事件	不動産仮差押	6					4		2				4	3620円	4000円	《郵便切手の場合》 ・債務者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 ・登記所が1か所増えるごとに1180円分(内訳:590円分+590円分)を追加 ・郵便切手590円分×登記所数の納付必要 ・滞納処分があれば、郵便切手110円分×滞納処分件数を追加 《予納金の場合》 ・債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 ・登記所が2か所を超えるときは、登記所が1か所増えるごとに1000円を加算 ・滞納処分があれば、滞納処分税務署数が5か所を超えるごとに1000円を加算	
	債権仮差押(陳述催告あり)	7					7		2				3	4430円	4000円	《郵便切手の場合》 ・債務者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 ・第三債務者が1名増えるごとに郵便切手1990円分(内訳:1290円分+590円分+110円分)を追加 《予納金の場合》 ・債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 ・第三債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 ・郵便切手700円分(内訳:590円分+110円分)×第三債務者数の納付必要	
	債権仮差押(陳述催告なし)	6					6		1				1	3730円	4000円	《郵便切手の場合》 ・債務者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 ・第三債務者が1名増えるごとに郵便切手1290円分を追加 《予納金の場合》 ・債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 ・第三債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算	
	自動車仮差押	6					5		2				2	3690円	4000円	《郵便切手の場合》 ・債務者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 ・登記所が1か所増えるごとに郵便切手1250円分(内訳:660円分+590円分)を追加 《予納金の場合》 ・債務者が2名以上のときは、債務者が1名増えるごとに2000円を加算 ・登記所が2か所を超えるときは、登記所が1か所増えるごとに1000円を加算 ・郵便切手590円分×登記所数の納付必要	
	動産仮差押	4					4							2440円	3000円	《郵便切手の場合》 債務者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 《予納金の場合》 債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算	
	不動産処分禁止仮処分	6					4		2				4	3620円	4000円	《郵便切手の場合》 ・債務者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 ・登記所が1か所増えるごとに郵便切手1180円分(内訳:590円分+590円分)を追加 《予納金の場合》 ・債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 ・登記所が2か所を超えるときは、登記所が1か所増えるごとに1000円を加算 ・郵便切手590円分×登記所数の納付必要	
	不動産占有移転禁止仮処分	4					4							2440円	3000円	《郵便切手の場合》 債務者が1名増えるごとに郵便切手1220円分を追加 《予納金の場合》 債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												備考	
		郵便切手の場合											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			合計額
担保取消 申立事件	勝訴判決確定、請求認諾、勝訴的和解・調停	2					3						1330円	2000円	《郵便切手の場合》 債務者が1名増えるごとに郵便切手郵便切手1220円分を追加 《予納金の場合》 債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算
	裁判外における担保権利者の同意、裁判上の和解・調停における同意						2						220円		
	権利行使催告	4					5						2550円	3000円	